

令和7年度带状疱疹予防接種のお知らせ

带状疱疹予防接種は、令和7年4月より定期予防接種として実施することが決まりました。接種を希望される方は予診票(接種券)を発行しますので、裏面をご覧ください事前に接種するワクチンの種類を決めてから、健康推進課(電話:0263-71-2470)へお申し込みください。

带状疱疹の詳細及び予診票の申し込み方法については「裏面」をご覧ください。

なお、この通知は今年度に带状疱疹予防接種の対象年齢となる方にお送りしています。定期接種の機会は今年度のみとなりますのでご注意ください。

また、接種の義務はありませんので、接種を希望しない方は本通知を破棄してください。

記

1.接種対象者 令和7年度に対象となる方は下記のとおりです。

65歳	昭和35年4月2日	～	昭和36年4月1日生まれの方
70歳	昭和30年4月2日	～	昭和31年4月1日生まれの方
75歳	昭和25年4月2日	～	昭和26年4月1日生まれの方
80歳	昭和20年4月2日	～	昭和21年4月1日生まれの方
85歳	昭和15年4月2日	～	昭和16年4月1日生まれの方
90歳	昭和10年4月2日	～	昭和11年4月1日生まれの方
95歳	昭和5年4月2日	～	昭和6年4月1日生まれの方
100歳以上	大正15年4月1日以前に生まれた方すべて		

※60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害(身体障害者手帳1～2級相当)のある方。

2.接種期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

注)不活化ワクチンを希望する方は12月末までに1回目の接種を済ませてください!!

3.ワクチンの種類 ①生ワクチン(乾燥弱毒生水痘ワクチン) 接種回数:1回

②不活化ワクチン(乾燥組換え带状疱疹ワクチン) 接種回数:2回

4.接種料金 ①生ワクチン:自己負担 2,600円

②不活化ワクチン:自己負担額 6,600円×2回

※生活保護等を受けられている方は、自己負担を助成します。

5.注意

- ・带状疱疹予防接種を定期接種で受けられるのは生涯1度です。接種期間を過ぎた場合は任意接種となります。
- ・すでに带状疱疹ワクチンを接種されたことがある方は、主治医と接種の必要性についてご相談ください。



※裏面をご覧ください

予診票申し込み方法

ステップ1 下記の表を参考に、ワクチンの種類を決めます。



ステップ2 健康推進課に予診票発行の連絡（電話 71-2470）
又は
ながの電子申請サービスより申し込みください ⇒



ステップ3 予診票が届いたら通知に記載の医療機関へ予約します。

表(ワクチンの種類、発症予防効果と副反応等)

種類	生ワクチン (乾燥弱毒生水痘ワクチン)	不活化ワクチン (乾燥組換え带状疱疹ワクチン)
販売名	ビケン	シングリックス
接種回数	1回(皮下注射)	2回(筋肉内注射) ※2回目は、1回目から2か月以上空ける
自己負担額	2,600円	6,600円/1回あたり
経過年数と 発症予防効果	1年 5年	1年 10年
	6割程度 4割程度	9割以上 7割程度
副反応 ※1	○注射部位の発赤(30%以上)、 ○そう痒感、熱感、腫脹、疼痛、硬結 (10%以上)	○注射部位の疼痛(70%以上) ○発赤、筋肉痛、疲労(30%以上) ○はれ、悪寒、胃腸症状及び発熱(10%以上)
接種が受けられない方	明らかに免疫機能に異常のある病気 のある方及び免疫抑制をきたす治療 を受けている方	

带状疱疹の特徴

- ・みずぼうそう(水痘带状疱疹ウイルス)に初感染後、生涯にわたって潜伏感染しているウイルスが、加齢、疲労、免疫抑制状態などの免疫力低下によって再活性化しておこる病態(皮膚の痛みと皮膚の水疱形成)です。
- ・加齢がリスクとされ、50歳以降で罹患率が高くなり、70歳代がピークとなります。
- ・合併症として、痛みが数か月から数年続く、带状疱疹後神経痛(PHN)があります。
- ・治療法として、抗ウイルス薬が存在します。

参考:第61回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会資料

※1 各ワクチン添付文書より一部抜粋

お問い合わせ:保健医療部 健康推進課 健康推進担当 電話71-2470(直通)